

新型コロナウイルス感染症による出席停止及び再登校について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により、出席停止の措置をとることとしております。再登校の際は、出席停止期間の基準に従うとともに、下記の書類を学校へ提出してください。

**\*出席停止期間の基準**：発症後5日目を経過し、かつ、症状軽快後1日目を経過するまで（学校保健安全法施行規則）

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器の症状が改善傾向にあることを指します

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症2日目に軽快	症状発症	症状あり	症状軽快	軽快後1日目			登校可能	
発症5日目に軽快	症状発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能

《提出書類》

①新型コロナウイルス感染症に関する報告	保護者が記入・押印
②受診したことが分かるものの写し	診療明細書、PCR及び抗原検査結果など

※保護者記入

新型コロナウイルス感染症に関する報告

広島工業大学高等学校長 様

次のとおり、集団生活が可能となりましたので、報告します。

なお、受診したことが分かるものの写しを添付します。

1 発症日(発熱等の症状が出た日を記入)	月 日 ( )
2 診断日	月 日 ( )
3 症状が軽快した日	月 日 ( )
4 受診先医療機関名	
5 上記4の医師の診断に基づき、	月 日 ( ) から登校させます。

令和 年 月 日 年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_